

【令和8年度 サッカー競技細則】

- ① 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)として U-15 チームがクラブユース連盟へ登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれの U-15 チームおよびセカンドチームも出場できない)
- ② JFA に個人・チーム登録をしていること。
- ③ JFA へのチーム登録の期間は、兵庫県中学校体育連盟が定める申請期間内に完了しておくこと。
- ④ チームの編成は、予選会に出場する市町の中学校等に在籍する生徒とする。ただし、当該市町でのチーム編成が困難な場合は、市町をまたぐことを認めることがある。
- ⑤ チームの代表者、監督、コーチ等のスタッフは、登録したチームのみで指導を行っている者とする。
- ⑥ 出場する市町もしくは地区については、JFA にチーム登録している所在地の住所市町とする。
- ⑦ 兵庫県中学校体育連盟が定める、「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例」の条件を満たすこと。